

令和2年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第4号）

令和2年9月18日（金曜日）

午前10時00分 開議

午後 0時03分 散会

○出席委員（27名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	12番	尾崎寿一	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		6番	蛭名正樹	委員
	7番	石山敬	委員		8番	木村隆洋	委員
	9番	千葉浩規	委員		10番	野村太郎	委員
	11番	外崎勝康	委員		13番	蒔苗博英	委員
	14番	松橋武史	委員		15番	今泉昌一	委員
	16番	小田桐慶二	委員		17番	鶴ヶ谷慶市	委員
	18番	石岡千鶴子	委員		20番	石田久	委員
	21番	三上秋雄	委員		22番	佐藤哲	委員
	23番	越明男	委員		25番	清野一榮	委員
	26番	田中元	委員		27番	宮本隆志	委員
	28番	下山文雄	委員				

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	財務部長	須郷雅憲
市民生活部長	森岡欽吾	福祉部長	番場邦夫
健康子ども部長	三浦直美	農林部長	本宮裕貴
商工部長	秋元哲	建設部長	天内隆範
都市整備部長	野呂忠久	会計管理者	後藤千登世
上下水道部長	坂田一幸	市立病院事務局長	澤田哲也
教育部長	鳴海誠	企画課長	白戸麻紀子
広聴広報課長	土岐康之	財政課長	今井郁夫
管財課長	工藤浩	市民税課長	白取靖夫
資産税課長	石田剛	収納課長	西沢宏智

市民協働課長	高谷由美子	環境課長	福士智広
障がい福祉課長	佐藤真紀	介護福祉課長	工藤繁志
介護福祉課長補佐	相馬延承	こども家庭課長	石澤容子
国保年金課長	田中知己	健康増進課長	一戸ひとみ
スポーツ振興課長	石澤淳一	農政課長	齊藤隆之
りんご課長	澁谷明伸	農村整備課長	京野直文
土木課長	花岡哲	道路維持課長	八嶋範行
建築住宅課長	木村和彦	公園緑地課長	神雅昭
会計課長	中村工	上下水道部総務課長	高橋秀男
上下水道部営業課長	熊谷義昭	上下水道部工務課長	小野敦弘
上下水道部上水道施設課長	石川竜明	上下水道部下水道施設課長	本間嘉章
市立病院総務課長	堀子義人	市立病院医事課長	尾坂毅
学校整備課長	高山知己	学務健康課長	菅野洋

○出席事務局職員

事務局長	高橋晋二	次長	菊池浩行
議事係長	蝦名良平	統括主査	成田敏教
主事	附田準悦	主事	成田崇伸
主事	外崎容史		

午前10時00分 開議

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

昨日に引き続き、議案第67号令和元年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

一般会計歳入に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 歳入の決算について御説明申し上げます。

決算書の10、11ページをお開き願います。

1 款市税 1 項市民税は、予算現額82億8646万8000円に対しまして、収入済額は83億227万1793

円となっております。

2 項固定資産税は、予算現額89億5010万8000円に対しまして、収入済額は89億5507万6498円となっております。

3 項軽自動車税は、予算現額 5 億3385万3000円に対しまして、収入済額は 5 億3463万7666円となっております。

4 項市たばこ税は、予算現額12億8330万9000円に対しまして、収入済額は13億1010万5623円となっております。

5 項入湯税は、予算現額1062万3000円に対しまして、収入済額は1110万4650円となっております。

6 項都市計画税は、予算現額 8 億1562万7000円に対しまして、収入済額は 8 億1283万3381円となっております。

12、13ページをお開き願います。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額 1 億 4770 万 6000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項自動車重量譲与税は、自動車重量税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額 4 億 2537 万 5000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 項森林環境譲与税は、森林環境税相当額の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額 1355 万 5000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

4 項地方道路譲与税は、地方道路税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額 1,000 円に対しまして、収入済額は 59 円となっております。

3 款利子割交付金は、預金利子等に課税される県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額 1548 万 7000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

4 款配当割交付金は、上場株式等の配当に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額 3630 万 6000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、上場株式等の譲渡による所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額 2004 万 7000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

6 款地方消費税交付金は、地方消費税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額 32 億 2344 万 6000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

14、15ページをお開き願います。

7 款ゴルフ場利用税交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額 761 万 9000 円に対しまして、収入済額は 761 万 9482 円となっております。

おります。

8 款自動車取得税交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額 8739 万 9000 円に対しまして、収入済額は 8739 万 9466 円となっております。

9 款環境性能割交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額 1844 万 2000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊が使用する固定資産の価格及び市町村の財政状況等を考慮して、当該施設等の所在する市町村に交付されるもので、予算現額 30 万円に対しまして、収入済額も同額であります。

11 款地方特例交付金 1 項地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除による個人住民税の減収を補填するために交付されるもので、予算現額 1 億 1767 万 7000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育・保育の無償化に伴い交付されるもので、予算現額 1 億 2014 万円に対しまして、収入済額も同額であります。

16、17ページをお開き願います。

12 款地方交付税は、国税の一部が市町村の財政力等に応じて交付されるもので、予算現額 194 億 8573 万 7000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

13 款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が市町村に交付されるもので、予算現額 2113 万 3000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

14 款分担金及び負担金 1 項分担金は、予算現額 2595 万 4000 円に対しまして、収入済額は 2595 万 5668 円となっております。

16 ページから 19 ページにかけての 2 項負担金は、予算現額 4 億 8422 万 2000 円に対しまして、収

入済額は4億7114万8333円となっております。

18、19ページをお開き願います。

18ページから25ページにかけての15款使用料及び手数料1項使用料は、予算現額11億2246万1000円に対しまして、収入済額は11億3876万3250円となっております。

24、25ページをお開き願います。

24ページから27ページにかけての2項手数料は、予算現額1億2330万2000円に対しまして、収入済額は1億1803万2104円となっております。

26、27ページをお開き願います。

26ページから29ページにかけての16款国庫支出金1項国庫負担金は、予算現額129億8590万3000円に対しまして、収入済額は127億8825万4286円となっております。

28、29ページをお開き願います。

28ページから31ページにかけての2項国庫補助金は、予算現額43億8654万6148円に対しまして、収入済額は30億1768万5632円となっております。

30、31ページをお開き願います。

3項委託金は、予算現額4175万3000円に対しまして、収入済額は3922万573円となっております。

30ページから33ページにかけての17款県支出金1項県負担金は、予算現額41億8487万6000円に対しまして、収入済額は41億4255万9896円となっております。

32、33ページをお開き願います。

32ページから35ページにかけての2項県補助金は、予算現額19億2640万7000円に対しまして、収入済額は15億7624万6499円となっております。

34、35ページをお開き願います。

35ページから37ページにかけての3項委託金は、予算現額5億5245万6000円に対しまして、収入済額は4億9761万6733円となっております。

36、37ページをお開き願います。

18款財産収入1項財産運用収入は、土地・建物等の貸付収入及び基金から生じる利子等でありまして、予算現額5796万7000円に対しまして、収入済額は5802万8567円となっております。

36ページから39ページにかけての2項財産売払収入は、不動産・物品等の売払い収入ありまして、予算現額2億1128万2000円に対しまして、収入済額は2億2371万7581円となっております。

38、39ページをお開き願います。

19款寄附金は、予算現額3億2333万2000円に対しまして、収入済額は3億3597万7823円となっております。

38ページから41ページにかけての20款繰入金1項基金繰入金は、一般会計の財源として各基金から繰入れしたもので、予算現額27億5745万7002円に対しまして、収入済額は15億5336万2106円となっております。

40、41ページをお開き願います。

21款繰越金は、予算現額6億5951万653円に対しまして、収入済額は6億5951万258円となっております。

22款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、予算現額2216万1000円に対しまして、収入済額は4346万9364円となっております。

2項市預金利子は、予算現額7万5000円に対しまして、収入済額は24万2285円となっております。

40ページから43ページにかけての3項貸付金元利収入は、予算現額12億9442万2000円に対しまして、収入済額は11億9326万3060円となっております。

42、43ページをお開き願います。

42ページから45ページにかけての4項受託事業収入は、予算現額1億507万4000円に対しまして、収入済額は7934万975円となっております。

44、45ページをお開き願います。

44ページから49ページにかけての5項雑入は、予算現額14億1591万8000円に対しまして、収入済額は13億3745万8564円となっております。

48、49ページをお開き願います。

48ページから53ページにかけての23款市債は、建設事業の財源などとして借入れした長期債でありまして、予算現額72億960万円に対しまして、収入済額は60億5360万円となっております。なお、差額のうち9億8290万円は、令和2年度へ繰り越した事業に係る財源として、令和2年度で借入れする予定のものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 歳入に対しては、質疑通告がありません。

歳入に対し、御質疑ありませんか。

◎15番（今泉 昌一委員） 昨年の決算委員会でもお聞きしたのですが、まず、今回の決算全体のこと、いわゆる、実質単年度収支のことを昨年お伺いいたしました。赤字だったのです。だから、単年度収支が黒字だとかと言っても、実際は、赤字ではないかと。基金を取り崩して、何とか数字を合わせているだけではないかというような話をしたのですが、今年は、この決算カードを拝見いたしますと、見事に黒字に転じているのです。それは、なぜかという、早い話が基金をあまり取り崩さずに、逆に積み上げることができたということなのですね。実質収支では、ほとんど変わらないわけですから。

そこで、財政の担当者にお伺いしますけれども、令和元年度、基金をあまり取り崩さずに、取り崩す額をそこそこ抑えて、かつ積み上げることができたということの要因をどのように考えておられますか。

◎財政課長（今井 郁夫） 実質単年度収支の御質疑についてお答えいたします。

実質単年度収支は、端的に言いますと、今、委

員がおっしゃられたように、財政調整基金への積立額が取り崩す額よりも多ければ黒字と、その反対であれば、赤字というふうになるものでございますけれども、令和元年度の決算におきましては、財政調整基金への積立額が4億7715万7000円です。取崩し額が3億円ということで、1億6507万3000円の黒字というふうになってございます。

お尋ねの、その要因ということでございますけれども、大きなところで言いますと、土地売払い収入があった場合には、それを財政調整基金へ積立てしてございます。令和元年度におきましては、前年度よりも大きく増えておりまして、財政調整基金への積立額が増えたと。

もう一つ、除排雪経費につきましてですけれども、御存じのとおり、例年に比べて、大幅に少なく済んだということで、追加の補正等をする必要もなく、結果、基金の繰入れも少ないということで、基金からの取崩しが少なかったということが大きな要因かと分析しております。

◎15番（今泉 昌一委員） ありがとうございます。

そういうことで、大幅に黒字に改善ということは、素直に評価したいと思いますが、もう一つ。これは、やはり昨年の決算委員会で、私というよりも、お亡くなりになられた一戸兼一委員が追及していたことなのですが、いわゆる経常収支比率は去年の段階で一戸委員も私も硬直化、随分固くなっているのではないかという話をいたしました。令和元年度は、また少し悪化しているのです、97.1%ですか。このことについて、財政の担当としては、どのような所感をお持ちなのでしょうか。

◎財政課長（今井 郁夫） 経常収支比率の増加ということについてお答えします。

経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標ということになっておりまして、比率が高ければ高い

ほど硬直度高いということになっております。

令和元年度の決算におきましては、前年度より0.6ポイント増の97.1%ということで、近年、硬直化の傾向にあるものと認識してございます。

その要因といたしましては、市税や普通交付税といった経常的な一般財源の増に比べまして、歳出面では、扶助費とか、あるいは施設の維持管理費といったものが増加してきて、その増加のほうが大きいたということが端的な要因となっております。

当然、それを改善していく必要性は認識しておりますので、何年も前から高くなってきておりますので、取り組んできていますつもりでございますが、その改善に当たって、令和元年度におきましても、例えば、歳入面では、市税の徴収率の向上であったり、国・県等の財源を確保して歳入面を増やしていくと。

一方、歳出面では、時間外手当の縮減であったり、あるいは継続してきている事業についても、効率性等を考えて、廃止、縮小を含めて事業の見直しも行ってきたところでございます。

ただし、結果としましては、委員おっしゃるとおり、また比率が高くなっていると。本市が抱えている施設等もございまして、維持管理費というものも老朽化によって、今後増えていくということもございしますが、この改善に向けては、一気に改善していくというのは、現実、なかなか難しいとは考えていますが、業務の執行に当たって、こういった状況であることを職員全員が意識して業務に当たると。それを計画的に継続して取り組んでいって、改善に向けて進んでいかなければいけないものというふうに思っております。

◎15番（今泉 昌一委員） 先般、送られてきました来年度の予算編成方針の中でも、そのこともちょっと触れておられましたので、これは全庁挙げて取り組むのだろうと思うのですが、もう

一つ心配しているのは、この臨時財政対策債を分母から差し引いて計算すれば、これでいくと101.6%、100%を超えて完全に硬直ですよ。あまった状態のようなものなのです。この臨時財政対策債は、平成13年度からたしか始まっていたと思うので、当初は3年の予定が、やはり国・地方の財政事情を鑑みて、あるいは東日本大震災とか、いろいろあったりして、延長、延長と来ているのですけれども、これは、いつまでたっても「臨時」という文字が抜けていないわけです。これは、いつまで当てにできるというふうに考えていますか、臨時財政対策債を。

◎財政課長（今井 郁夫） 臨時財政対策債についての御質疑でございますが、こちらは、交付税の原資が国のほうで足りないということで、その分を、国と地方で取りあえず借入れという形で、その分の地方の負担分については、後年度、地方のほうに交付税として配分するという制度になってございますが、委員おっしゃるとおり、当初は3年程度というふうに記憶してございます。

ただ、国の財政状況を、私のほうから言うのもなんなのでございますけれども、なかなか税収と交付税のほうだけで賄い切れないという状況が続いている状況です。今般の新型コロナウイルス感染症等の影響を考えますと、これは私的な意見になりますけれども、当面、続くのではないかとこのように思っております。

◎15番（今泉 昌一委員） 当面、続くだろうと。ただ、やはり「臨時」という言葉が抜けないというのは非常に気になっていて。

ですから、やはり、あるべき姿としては、本来であれば、この臨時財政対策債を加えなくても、まず100%を切るという、いきなり改善は無理かもしれないけれども、その辺りに一つの数値目標を設定して、いろいろ取り組まれてみたらいかか。臨時財政対策債は、当然、頂戴しますけれ

ども、この計算をするときに、それを除いても100%を切るという状況を目指してはいかがでしょうかと、ちょっと提案させていただきたいと思います。

続いて、基金のことです。基金といっても、財政調整基金ではなくて、特定目的基金についてです。

決算書の36ページに基金運用収入というのがございます。債権運用収入と有価証券売却益について、ちょっと詳しく内容を説明いただけますか。

◎**財政課長（今井 郁夫）** 基金の運用利子と売却益ということでございます。こちらは、まちづくり振興基金に関わるものになります。

まず、基金の運用利子につきましてですけども、本市においては、歳入確保の手段の一つということで、まちづくり振興基金の一部について、基金目的の事業の財源として活用するために支障のない範囲で、定期預金のほかに国債等の債権運用を行っているということでございます。

令和元年度末で申し上げますと、国債4億円、地方債が6億円、それから、政府保証債というのが2億円と、計12億円の債権を保有してございます。利率は、債権によって当然違うのですが、平均で言いますと、年0.684%ということになってございます。

その運用の結果、生じた運用利子の905万4080円というのは、その運用によって得られた令和元年度の利息ということでございます。

それから、有価証券の売却益の1100万円の部分ですけども、こちらにつきましては、その運用に当たりまして、当然、条件のいいものがあつたときには買いますし、買ったものを有利な、例えば、利率等を含めて有利なときに売って、その売却益を得るということで運用しておりますので、その売却益に係るものでございます。

◎**15番（今泉 昌一委員）** 時間がなくなつたので、ちょっと急ぎますけれども、他の特定目的基金では、有価証券を保有していないのですね。監査委員の審査意見書を見ますと、まちづくり振興基金に関して言えば、キャッシュで残高17億円、これに対する預金利子は20万5000円。

一方、そのまちづくり振興基金、有価証券で持っているのが12億円、それに対する運用利子が3400万円という。絶対、有価証券のほうがいいのです、利回りは。他の基金で、特定目的の基金というのは、今すぐ使うとか、いつ使うかの問題ではなくて、やはり、特定の目的のために計画的に積み立てるものだと思いますので、計画的に保持しているものだと思いますので、これらで有価証券を購入できないというのは、何か理由があるのでしょうか。あわせて、市の有価証券を保有する、あるいは売却するということに関するルールというものがあれば、教えていただきたいと思えます。

◎**財政課長（今井 郁夫）** 基金を活用した債権運用をもっと広げればいいのかということかと思えます。

まちづくり振興基金のみで今、運用しているのは、運用を始めたのは平成27年頃だと記憶してございますが、その当初、ほかの自治体等でもあまりやられていないという部分もございまして、全ての基金で行うのは、安全面等から考えて、まずは、まちづくり振興基金からということで始めてございます。

ただ、おっしゃるとおり、その定期預金等で運用するよりは、当然、利息がいいということですので、ほかの基金でもできないか、当然、確実かつ有利な運用という前提の下でございまして、現在、ほかの基金での一括運用を検討しているところでございます。

売却とか、購入のルールということでござい

すが、そちらのほうは、証券会社等々のアドバイスを頂きながらやっているものでして、特にルールというものはございません。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって一般会計歳入に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第67号に対し、御意見ありませんか。

◎23番（越 明男委員） 私は、会派日本共産党を代表して、議案第67号令和元年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で意見を述べ、討論を行います。

反対理由の第1、本決算は、この間の安倍自公政権による地方いじめ・地方自治介入の政治を受け入れたものであります。

何と言ってもまずは、消費税8%から10%への増税を市の財政に組み入れたことです。また、社会保障分野までに及ぶ税番号制——マイナンバーへの協力です。3点目に、地方創生戦略への推進です。最後に4点目、市町村を超えた圏域を新たに法制化することへの追従です。

反対理由の第2、本決算は、開発型の税金の使い道であり、さらに、自治体業務に対する民間委託の導入です。何点か事業名を指摘します。

8款4項1目、吉野町緑地周辺整備事業。8款4項5目、駅前広場・山道町樋の口町線街路整備事業。8款4項5目、住吉山道町線道路整備事業。2款3項5目、市民課窓口業務等アウトソーシング事業。10款4項4目並びに10款4項7目、市立図書館と郷土文学館の指定管理料などです。

反対理由の第3、本決算は、市民の暮らし応援、医療・福祉・教育優先の本来の使い道の在り方から見れば、まだ不十分だからであります。何

点か指摘をいたします。

1、お年寄り、障がい者が大変です。他市に比べて、高い自己負担の軽減を求めます。2番目、国保料が高くて、大変です。生活費に食い込む重い料金に反対します。減額を求めます。3番目、新中核病院建設に向けては、特に、救急医療の体制充実を求めます。4番目、除排雪行政は、市民の要望に応えた充実を求めます。5番目、小中学校の体育施設や環境整備の一層の充実・拡充を求めたいと思います。また、教職員の過重負担の解消のために、教職員の増員をと訴えさせていただきます。6番目、就学援助制度を拡充し、その支給範囲をPTA会費、生徒会費及びクラブ活動費にまで拡大することを求めたいと思います。

私は、最後に、弘前市が地方自治法に定められた住民福祉の増進を図る機関としての役割を、さらに果たすことを切に希望いたします。

以上で、会派を代表しての反対討論させていただきました。御清聴に感謝申し上げます。

◎12番（尾崎 寿一委員） 私は、創和会を代表して議案第67号令和元年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

令和元年度は、櫻田市長が就任後に策定した新しい総合計画に基づき、リーディングプロジェクトに係る事業に積極的に取り組み、市民生活を第一にの視点で、市民生活に寄り添った事業も積極的に取り組んだものと考えています。

また、様々な事業を実施するに当たっては、その財源を確保するべく、既存事業の見直しを行うとともに、国等への積極的な働きかけを行いながら、補助金の活用や交付税措置のある有利な起債の活用により、将来を見据えた健全な財政運営に努められたものと受け止めております。

令和元年度の一般会計歳入歳出の決算を見ますと、歳入790億1985万3000円に対し、歳出784億

2296万4000円で、差引き 5 億9688万9000円の残額を生じており、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は 5 億4192万4000円の黒字となっております。

財政の健全性を示す指標である実質公債比率と将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を大きく下回っており、良好な比率を維持しています。

一方で、経常収支比率は、近年、高い値で推移しており、今後は改善に向けた取組を進めていく必要があるものと考えます。

基金現在高については、財政調整基金が前年度に比べ、約 1 億7700万円増の30億7900万円。一般会計の基金全体では、約89億200万円と前年度に比べ 4 億2300万円の減となりましたが、地方消費税交付金が大幅に減額となったにもかかわらず、影響は最小限に抑えられているものと思われま

す。以上、申しあげましたこと、及び、これまでの決算審査の状況から判断しますと、令和元年度一般会計予算の執行は、財政の健全性に留意し、効率的に行われたものと思われ、各款にわたり、計上予算の目的に沿って、誠実かつ適切に予算を執行したものと判断されるところであります。

よって、議案第67号については、認定することに賛成するものであります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第68号令和元年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（三浦 直美） 議案第68号令和元年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定について御説明申し上げます。

216ページの次の、黄色の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が206億6500万7731円、歳出が201億4354万4917円で、歳入歳出差引残額は 5 億2146万2814円であり、この残額は翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、230ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費は、予算現額 2 億7381万6000円に対しまして、支出済額は 2 億6730万8163円で、650万7837円の不用額であります。

2 項徴収費は、予算現額3658万1000円に対しまして、支出済額は3271万9104円で、386万1896円の不用額であります。

232ページをお開き願います。

3 項運営協議会費は、予算現額42万1000円に対しまして、支出済額は11万7186円で、30万3814円の不用額であります。

2 款保険給付費 1 項療養諸費は、予算現額114億8352万5916円に対しまして、支出済額は114億4698万8246円で、3653万7670円の不用額であります。

2 項高額療養費は、予算現額17億179万5000円に対しまして、支出済額は16億7652万2735円で、

2527万2265円の不用額であります。

234ページをお開き願います。

3項移送費は、予算現額19万3084円に対しまして、支出済額も同額であります。

4項出産育児諸費は、予算現額6555万3000円に対しまして、支出済額は4322万2454円で、2233万546円の不用額であります。

5項葬祭諸費は、予算現額1680万円に対しまして、支出済額は1480万円で、200万円の不用額であります。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分は、予算現額39億8705万3000円に対しまして、支出済額は39億8705万2225円で、775円の不用額であります。

236ページをお開き願います。

2項後期高齢者支援金等分は、予算現額12億2553万9000円に対しまして、支出済額は12億2553万7559円で、1,441円の不用額であります。

3項介護納付金分は、予算現額4億9063万2000円に対しまして、支出済額は4億9063万1718円で、282円の不用額であります。

4款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、予算現額1億4273万6000円に対しまして、支出済額は1億3465万1090円で、808万4910円の不用額であります。

2項保健事業費は、予算現額7965万6000円に対しまして、支出済額は6221万3170円で、1744万2830円の不用額であります。

238ページをお開き願います。

5款1項基金積立金は、予算現額10億5541万円に対しまして、支出済額は7億2049万1973円で、3億3491万8027円の不用額であります。

6款1項公債費は、予算現額100万円に対しまして、支出済額はございません。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、予算現額5505万4000円に対しまして、支出済額は

4109万6210円で、1395万7790円の不用額であります。

240ページをお開き願います。

8款1項予備費は、当初予算額1000万円に対しまして、充用額はございません。

次に、歳入について御説明申し上げますので、222ページにお戻り願います。

1款1項国民健康保険料は、予算現額39億5237万5000円に対しまして、収入済額は41億3846万7889円であります。

2款使用料及び手数料1項手数料は、予算現額180万1000円に対しまして、収入済額は167万735円であります。

224ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項国庫補助金は、予算現額143万8000円に対しまして、収入済額は360万5000円であります。

4款県支出金1項県補助金は、予算現額137億5209万2000円に対しまして、収入済額は136億2732万7105円であります。

5款財産収入1項財産運用収入は、予算現額3万3000円に対しまして、収入済額は3万1469円であります。

6款繰入金1項一般会計繰入金は、予算現額21億4239万6000円に対しまして、収入済額は21億877万9625円であります。

2項基金繰入金は、予算現額2208万6000円に対しまして、収入済額は2208万5087円であります。

226ページをお開き願います。

7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、予算現額1255万6000円に対しまして、収入済額は1626万800円であります。

2項雑入は、予算現額2052万8000円に対しまして、収入済額は2631万9517円であります。

228ページをお開き願います。

8款1項繰越金は、予算現額7億2046万円に対

しまして、収入済額は7億2046万504円でありませう。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案につきましては、1名の質疑通告がございます。

指名いたします。

◎20番（石田 久委員） 私は、決算書238ページの5款1項1目の基金積立金なのですが、これに対して、かなり基金が増えていますけれども、どのぐらい基金のほうは積立てをしているのでしょうか。

◎国保年金課長（田中 知巳） 基金積立金ということで、御説明させていただきます。

令和元年度の決算見込みでは、約5億2000万円の黒字となっております。

主な要因としては、収納率向上による保険料収入の増額、3000万円。国・県のインセンティブ交付金が増額獲得できたこと、約4億4000万円。一般会計からの政策的繰入れの実施、約1億8000万円。令和元年度国庫支出金等の償還金の減少、約3億円。これらを合計しますと、約9億5000万円となります。これに、県に支払っている国保事業費納付金が前年度と比較しまして4億3000万円増額となりましたので、差引きしますと、約5億2000万円の黒字となったものでございます。

この令和元年度の黒字を加えますと、現在の基金残高は12億2174万3210円となる見通しでございます。

◎20番（石田 久委員） 国保会計は、今回5億2000万円。今、12億円をため込んでいるということで、この間、私はずっと国保問題をやっていたのですが、単年度でいけば、ここ5年ぐらいは、全て黒字会計が続いていると思います。3年前までは借金があったので、それが全部なくなって黒字という形になってはいますが、今、聞きまして、12億円というお金、この

辺については、多くの市民の皆さんが今回、コロナの問題でも営業している方が大変。これは、今年度ではなくして、今年の3月までですので、これも入っていますので、よろしくお願いします。

次に、そういう中で、2019年度の国保の加入世帯の所得階層の割合、つまり、所得ありとか、例えば100万円未満とか、そういうような状況で、どのぐらいの割合になっているのか、お答えしていただきたいと思います。

◎国保年金課長（田中 知巳） 国保世帯の所得別の割合をお答えいたします。

令和元年度の7月、年次当初の数字となりますけれども、全体で2万7656世帯。所得のない世帯が7,688世帯、全体の約27.8%。100万円未満の世帯が9,216世帯、全体から見ますと約33.3%。100万円以上200万円未満の世帯が5,635世帯、約20.4%。200万円以上300万円未満の世帯が2,193世帯、約7.9%。300万円以上の世帯が2,924世帯、約10.6%の割合となっております。

◎20番（石田 久委員） 弘前市の国保世帯の所得状況を見ますと、300万円以上が今、10.6%ということで、はっきり言って、約9割の国保世帯が300万円以下と。今、コロナの関係で、300万円以下の所得で、1か月3割減になると、これが全額免除という形になってはいますが、はっきり言って、いろいろ聞きましたら、それほど、申請する方が少ないというような形でいけば、9割以上の方がその中で商売をやっているとか、あるいは農家の方とか、いろいろな方がいるわけですが、そういう中で、今の状況を見ますと、本当に国保世帯というのは、社保や共済と違って、所得が低いというような状況が今の関係で言えるのではないのかなと思っています。

次に、国保料の軽減世帯の状況は、どのようになっているのでしょうか。軽減別の状況をお答えしていただきたいと思います。

◎国保年金課長（田中 知巳） 国保料の軽減世帯の状況ということでございます。

令和元年度7月、年次当初の数字となりますけれども、全体の世帯数2万7656世帯。軽減なしの世帯が1万82世帯、全体の約36%。7割軽減世帯が9,924世帯、約36%。5割軽減世帯が4,357世帯、約16%。2割軽減世帯が3,293世帯、約12%。軽減を受けている世帯を合計しますと、全体の約64%となります。

◎20番（石田 久委員） はっきり言って、7割軽減というのは、所得でいけば33万円という形で、そこから5割、2割ということで、年金暮らしの方とかが約1万世帯という形で、36%ですか、そのぐらい占めている中で、この重い国保料というのが、かなり市民に行き渡っているのではないかなと思います。

次に、その中で、滞納世帯と言われているところは、どのぐらいいるのか。この滞納世帯の中で、先ほど7割軽減の33万円未満とか、あるいは50万円未満とか、そういう世帯がどのぐらい、払いたくても払えない滞納者になっているのか。その辺についてお答えしてください。

◎国保年金課長（田中 知巳） 滞納世帯の状況ということで、御説明させていただきます。

滞納している世帯の軽減を受けている状況でございますが、7割軽減では856世帯、約8.6%。5割軽減世帯が463世帯、約10.6%。2割軽減世帯が333世帯、約10.1%となっております。

滞納世帯の状況としては、令和2年6月1日現在、3,080世帯となっております。

◎20番（石田 久委員） はっきり言って、滞納世帯のかなりを占める部分が、先ほど言ったような7割、5割、2割軽減の方です。私は議会でよく質疑をすると、この軽減をちゃんとやっていると。市民の皆さんも、ちゃんと国保料は払っているのだというけれども、今のお話を聞きます

と、7割軽減のところでは856世帯、5割もそうですけれども、合わせると全体の約3割の方が低所得者で、どうも払いたくても払えないような状況だと思うのですけれども、この辺については、市としてはどのような形でフォローしているのでしょうか。

◎国保年金課長（田中 知巳） 令和元年度7月当初の数字で、世帯数2万7656世帯、それで、出納閉鎖後滞納している世帯が3,080世帯でございます。割合で言いますと、11%となっております。令和元年度の7割軽減、5割軽減、2割軽減世帯、合計しますと全体の約64%でございますが、出納閉鎖時の滞納世帯のうち、軽減世帯に該当している世帯数の割合は全体の54%になってございますので、一概に所得が低いということで滞納しているとは言えないものと考えてございます。

◎20番（石田 久委員） 課長の今の答弁を聞きますと、そう大したことはないと言われて、やはり7割、5割、2割の軽減をかけている世帯ですらも払えないというような状況で、滞納しているところを、その中で、本当に市民は大変なのだということを、ちょっと私が思う市民の気持ちも、そう大したことはないと言われると、これはおかしいかなと私は思うのですけれども。その中で、今、滞納世帯の中で、18歳までの子供がいる世帯は何世帯で、その子供の数はどのぐらいなのか、お答えしてください。

◎国保年金課長（田中 知巳） 滞納世帯のうち、子供が何人いるかでございます。

18歳までの子供のいる世帯でございます。滞納世帯3,080世帯のうち、18歳までの子供がいる世帯は221世帯、滞納世帯全体の約7%。子供の人数は379人となっております。

◎20番（石田 久委員） 滞納世帯の中で、子供の数が379人です。本当にお父さん、お母さん

が大変な中で、仕事の問題とかいろいろ含めて、子供もその中で生活しているような状況で、これに対して、滞納世帯の中で子供が379人、本当にこれでいいのですかというのが今の答弁で分かるわけですが、これでも。この中で、この滞納世帯の7%が、子供が含まれているという中で、基金も今、先ほどのお話ですと、12億円もある中で、こういうような、今、国保世帯の市民が苦しんでいる中で、この保険料を下げるということは検討されているのかどうか、その辺についてお答えしてください。

◎国保年金課長（田中 知巳） 健康保険のほうの引下げについて検討しているのかということでございます。

国民健康保険制度は、国民皆保険の最後の受皿としての医療保険であることから、高齢者などの年金受給者、失業者等の被用者保険から移行する方などが多いために、財政規模の構造的な脆弱性を抱えてございます。

一方で、被保険者の高齢化、医療技術の高度化などにより、医療給付費が増加傾向にありますので、全国的に厳しい状況となっております。

本市の国民健康保険特別会計においても、平成17年度以降、収支不足が続いており、平成27年度の単年度赤字は約8億円、累積赤字は17億7000万円に達し、繰上充用を行うなど極めて厳しい財政状況で、単年度収支の改善と累積赤字の解消を図ってきたところでございます。

国民健康保険事業の財政状況を改善するために、歳入歳出の徹底的な見直しを行うこととし、歳入においては、適正な自主財源を確保するための徴収対策の強化による収納率の向上や、1人当たり平均5%増の保険料率の見直しを行うとともに、歳出においては生活習慣病などの予防のための訪問指導の実施、ジェネリック医薬品の普及啓発など、中長期的な医療費適性化の推進による具

体的な対策事業に取り組んできたところでございます。この結果、累積赤字は解消され、財政調整基金は現在約7億円、令和元年度は約5億2000万円の黒字となったものでございます。

長年にわたった累積赤字が解消され、災害などで保険料収入が減少した場合、また、被保険者の健康増進のための保健事業に活用する財政調整基金を一定程度確保することができたことから、保険料の引下げについて検討を進めてまいりました。

今後の被保険者数は、人口減少、被保険者の75歳到達による後期高齢者医療制度への移行、平成28年10月から実施されている短期労働者に対する被用者保険の適用拡大などで、さらに減少が進み、保険料収入は大幅な減少が見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の収入・所得減少による保険料収入の減収、新型コロナウイルスの影響は所得減少によって、令和3年度国民健康保険料の賦課額への影響も出てくると考えてございます。

一方、医療給付費は、被保険者の高齢化、特に前期高齢者——65歳から74歳の方に占める割合の増加で、医療の高度化及び高額調剤の保険適用などにより、医療給付費の増加が見込まれておりますので、1人当たりの医療給付費の増加が見込まれます。先ほど言いました、特に70歳から74歳の被保険者の医療給付費の増加が見込まれます。

現在の医療保険制度では、業務以外で病気やけがをしたときは、保険医療機関の窓口で、その診療に対する費用のうち、原則自己負担は3割となっておりますが、70歳から74歳の方は自己負担の割合、自己負担の軽減額、70歳未満の方の負担と比べて負担軽減されており、所得の区分で自己負担は一般低所得者が2割、現役並みの所得者が3割となっております。医療機関で自己負担を3割から2割となった場合、保険者負担は7割

から8割となります。そのため、市のほうでは、財源を確保する必要があると判断して、現在の保険料のほうは据置きとすることとしたものでございます。

保険料の値下げについては、国民健康保険に加わされている市民の生活支援対策を実施しながら、今後の国・県の動向及び新型コロナウイルスの収束状況を見ながら、適正な保険料の設定について慎重に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

◎20番（石田 久委員） かなり長い答弁で。今、弘前市民の国保世帯がかなり大変な状況で、昨年の10月には消費税が10%になった。そういう中で、多くの市民の方は大変だと言っていました。それから、今年になって新型コロナウイルス感染症の問題とか、そういう中で、商売がほとんどできていないとか、そういうような中で、今回、市として、やはり国保料を引き下げる、少しでもやる、そういうことをやっていかなければ弘前市として、市民のためにというところが、なかなか理解されないのではないかなと思います。

やはり、多くの国保世帯の方は、確定申告は、例えば3月15日頃までに出さなければ駄目です。農家の方やあるいは商売をやっている方はそれで出して、それで、切符が来るのは7月15日。ですから、前年度の所得で申請しても、一旦、切符が来たときに、もうあなたは7割、5割、2割軽減の方だけれども、しかし、さらに新型コロナウイルス感染症が入ってきたから、そうすると、それを申請すれば、確かに保険料が無料になる方もいる、免除とかがあるのですども、そういう申請をしている方というのは、どのぐらいいたのですか。

◎国保年金課長（田中 知巳） 今回の新型コロナウイルス感染症の影響による減免の件数の質疑にお答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者、いわゆる世帯主が死亡または重篤な症状を負ったとして申請した方はございませんでした。

次に、収入減少による申請件数ですが、令和元年度分申請件数が266件、減免該当が224件、減免非該当が6件、現在処理中のものが36件となっております。令和2年度分が申請件数が298件、減免該当が245件、減免非該当が16件、申請処理中が37件でございます。

減免の額についてですが、令和元年度分が534万4000円。令和2年度分が5245万3500円。合計5779万7500円となっております。

◎委員長（工藤 光志委員） 国保年金課長、令和2年度分の答弁は要らないので。元年度の決算ですので、よろしくお願いします。

◎20番（石田 久委員） 今、確定申告をして、それから、新しい切符が来る中で、さらに去年の収入で提出しているのですけれども、そのところが、240件かそのぐらいです。本当に国保世帯というのは、先ほどの答弁でいくと、二万七千何人もいるわけですから、そういう中で、本当にまだ周知徹底されない中で、よく国保の方は、今年、年を越せるのだろうか。いろいろな中で、そういうのが来ています。

そういう中で、今、弘前市としてやるのは、国保料を安くする、これが弘前市民の国保の生きる道ではないかなと思うのですけれども。

要は、そういう意味では、この議案第68号の中で、市としては、はっきり言って、基金もかなりありますし、1世帯1万円安くすると、2万7000世帯ですから、2億7000万円あれば、それが具体的にできるわけですがけれども、市としては、今回の議案第68号を受けて、市としての見解をお伺いしたいと思います。

◎国保年金課長（田中 知巳） 市としての見解

でございますが、先ほども申し上げましたとおり、被保険者は減少してございます。一方、医療給付費のほうは、高齢者の増加によって増額しております。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響で、被保険者の所得の減少が見込まれますので、先の見極めがきかない状態で保険料を引き下げた場合、保険料収入が減収となります。その場合、基金を活用しても数年で基金は底をつきます。その分を、また保険料の値上げで補うこととなりますので、さらに保険料負担が大きくなりますので、現在のところは保険料率を据置きすることとして、今後の収束状況を見極めたいと考えてございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。なお、さくら未来の時間は満了しております。

まず、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、滄洗会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

◎20番（石田 久委員） 日本共産党の石田久です。私は、会派を代表して、議案第68号令和元年度弘前市国民健康保険特別会計決算に反対の立場で討論を行います。

反対の理由の第1は、高過ぎる保険料の実態が続いているからです。弘前市では、県内10市で一番高い国保料です。2017年度に国保料を5%値上げ、2018年度は7億円の黒字、2019年度は5億円の黒字で、国保基金積立ては12億円の積立てをしています。

弘前市民の国保標準世帯、所得200万円、夫婦とも40代で未成年の子供2人世帯の場合は48万円となり、八戸市と比べて10万円高くなっています。48万円を超える保険料を払うのは、並大抵ではありません。さらに、昨年10月には、消費税が10%になり、家計の負担増で市民生活は苦しくなるばかりです。

今年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響により、自営業者を中心とする多くの市民が苦しんでいます。保険料の引下げを行うべきです。財源はあるのです。

反対の理由の第2は、保険料が高いため、資格証明書や短期保険証が多く、令和元年度で資格証明書が395世帯、短期保険証は1,152世帯、滞納世帯が3,080世帯で、18歳までの子供のいる世帯数は二百数十世帯で、子供が379人にも及んでいます。滞納世帯の7%に子供が含まれています。滞納世帯の所得階層別割合では、33万円未満が1,489世帯で36%。50万円未満から100万円未満が23%と、7割、5割、2割軽減の世帯が6割以上を占め、低所得者が軽減されても、払いたくても払えない実態となっています。

滞納の理由は、生活状況の悪化、経営悪化などで、市は把握しています。国保料の滞納者が多いのは、悪質滞納者が増えているからではありません。それは、貧困と、保険料が高いという国保の構造的矛盾と、貧困層・境界層への実行ある救済措置を行わないという市の対応があるからです。低所得者の払えない世帯には、負担の公平などといって、資格証明書を発行し続けるのではなく、生活困窮者へ積極的に減免制度を行ったり、福祉政策につながる方向へ行政を転換すべきであります。

以上で、反対討論といたします。

◎27番（宮本 隆志委員） 私は、議案第68号令和元年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

国民健康保険制度は、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となることで、国保財政の安定化が図られました。

しかしながら、加入者の平均年齢が高く、医療費水準も高いことなどの国保の構造的な問題はいまだ解決されておらず、高齢化などによる医療費の増加、加入者数の減少などによる国保料収入の低下が懸念されております。

弘前市においても、このような理由により、平成27年度末には約17億7000万円の累積赤字となりましたが、保険料率の見直し、保険料収納率向上対策や保健事業などの医療費適性化対策に取り組み、平成29年度末には累積赤字が解消となりました。そして、令和元年度末では約5億2000万円の黒字となり、歳入不足に備えるための財政調整基金の残高は約12億2000万円となる見込みであります。これは、市の取組の効果が現れてきたものであり、国保財政の健全化による安定的な財政運営がなされていると評価できるものであります。

以上のことから、私は、議案第68号について、

賛成の意を表明するものであります。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にいる加入者もおりますので、理事者においては、広く生活支援対策を実施し、適正な保険料率の設定を再度検討していただき、あわせて、安定的な財政運営を継続できるよう、最大限努力するよう要請するものであります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第69号令和元年度弘前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（三浦 直美） 議案第69号令和元年度弘前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

242ページの次の、黄色の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が18億8585万6670円、歳出が18億6259万6284円で、歳入歳出差引残額は2326万386円であり、この残額は翌年度へ繰り越してお

ります。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、252ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費は、予算現額4207万2000円に対しまして、支出済額は3939万3512円で、267万8488円の不用額であります。

2 項徴収費は、予算現額894万円に対しまして、支出済額は741万5203円で、152万4797円の不用額であります。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額18億1646万6000円に対しまして、支出済額は18億1422万869円で、224万5131円の不用額であります。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、予算現額616万円に対しまして、支出済額は156万6700円で、不用額は459万3300円であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、248ページにお戻り願います。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、予算現額12億2038万8000円に対しまして、収入済額は12億4104万7305円であります。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料は、予算現額25万円に対しまして、収入済額は27万7990円あります。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金は、予算現額6億1441万8000円に対しまして、収入済額は6億1020万4856円あります。

4 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料は、予算現額25万円に対しまして、収入済額は57万9440円あります。

2 項償還金及び還付加算金は、予算現額616万円に対しまして、収入済額は159万1590円あります。

3 項雑入は、予算現額130万8000円に対しまして、収入済額は129万1469円あります。

250ページをお開き願います。

5 款 1 項繰越金は、予算現額3086万4000円に対しまして、収入済額は3086万4020円あります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第70号令和元年度弘前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 議案第70号令和元年度弘前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

256ページの次の、黄色の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が194億44万1314円、歳出が192億8117万1742円で、歳入歳出差引残額は1億1926万9572円であり、この残額は翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、268ページをお開き願います。

1 款 1 項総務管理費は、予算現額 3 億5840万2000円に対しまして、支出済額は 3 億1124万9322円、翌年度繰越額は4437万円で、278万2678円の不用額であります。翌年度繰越額は、地域密着型サービス施設整備事業等に係るものであります。

2 項徴収費は、予算現額1101万7000円に対しまして、支出済額は1074万1144円で、27万5856円の不用額であります。

3 項介護認定審査会費は、予算現額、支出済額ともに5117万円であります。

2 款 1 項保険給付費は、予算現額174億2552万78000円に対しまして、支出済額が171億6105万946円で、2 億6447万7054円の不用額であります。

270ページをお開き願います。

3 款 1 項地域支援事業費は、予算現額10億3786万5000円に対しまして、支出済額は10億958万3027円で、2828万1973円の不用額であります。

272ページをお開き願います。

4 款 1 項基金積立金は、予算現額 4 億391万2000円に対しまして、支出済額は 4 億391万967円で、1,033円の不用額であります。

274ページをお開き願います。

5 款 1 項公債費は、予算現額、不用額ともに100万円であります。

6 款 1 項償還金及び還付加算金は、予算現額 3 億3626万3000円に対しまして、支出済額は 3 億3346万6336円で、279万6664円の不用額であります。

7 款 1 項予備費は、予算現額、不用額ともに1000万円であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、262ページにお戻り願います。

1 款 1 項介護保険料は、予算現額36億885万

7000円に対しまして、収入済額は35億7090万6894円であります。

2 款 1 項手数料は、予算現額35万1000円に対しまして、収入済額は37万2740円であります。

3 款 1 項国庫負担金は、予算現額31億9690万円に対しまして、収入済額は32億2576万2000円であります。

2 項国庫補助金は、予算現額15億37万6000円に対しまして、収入済額は16億534万3389円であります。

264ページをお開き願います。

4 款 1 項支払基金交付金は、予算現額49億1899万4000円に対しまして、収入済額は48億2368万750円であります。

5 款 1 項県負担金は、予算現額24億6639万7000円に対しまして、収入済額は24億6254万7100円であります。

2 項県補助金は、予算現額 2 億2384万4000円に対しまして、収入済額は 1 億8064万7350円であります。

6 款 1 項財産運用収入は、予算現額 2 万4000円に対しまして、収入済額は 2 万3492円であります。

7 款 1 項一般会計繰入金は、予算現額29億8432万4000円に対しまして、収入済額は27億8061万8136円であります。

266ページをお開き願います。

2 項基金繰入金は、予算現額 3 億3088万3000円に対しまして、収入済額は 3 億4413万3302円であります。

8 款 1 項延滞金、加算金及び過料は、予算現額20万1000円に対しまして、収入済額は58万3104円であります。

2 項雑入は、予算現額11万8000円に対しまして、収入済額は193万5582円であります。

9 款 1 項繰越金は、予算現額 4 億388万8000円

に對しまして、収入済額は4億388万7475円であります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案につきまして、2名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党。

◎20番（石田 久委員） まずは、保険料についてなのですが、特別徴収と普通徴収があるわけなのですが、特別徴収は100%年金から天引きなのですが、普通徴収の場合は、収納率がどのぐらいなのか。払えない場合は、ペナルティーがあるのかどうか、お答えしてください。

◎介護福祉課長（工藤 繁志） お答えいたします。

普通徴収の、どのような方が対象になるのかということと、収納率ということがございます。

年金からの徴収とならずに普通徴収となる場合は、受給している年金が年額18万円未満である場合や年度途中で当市の第1号被保険者となった場合などとなっております。普通徴収の収納率は、令和元年度においては89.6%となっております。

未納者へのペナルティーということですが、特別な事情がなく、保険料を納めない場合は、その期間に応じて給付制限の措置が取られる場合がございます。給付制限には、償還払いと給付額減額の二つの措置がございます。

まず、償還払いの措置は、1年以上介護保険料を滞納した場合、サービス利用に係る費用の金額を利用者が一旦負担し、申請により後日、保険給付分が支給されるものでございます。

そして、給付額減額の措置は、2年以上介護保険料を滞納した場合……。

◎委員長（工藤 光志委員） 時間になりました。

た。

次に、木場公明。

◎11番（外崎 勝康委員） 3款1項3目、説明書229ページ、包括的支援事業についてお聞きします。

初めに、3点お聞きしたいと思います。

まず、運営状況と課題。その課題に関しては、特に、改善が必要と思われる対策の具体的な内容をお知らせください。

三つ目として、決算の内訳。

◎介護福祉課長（工藤 繁志） 運営状況ということでございます。

まず、財政面での運営状況についてお答えいたします。

地域包括支援センターでは、市からの委託料のほか、介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業の介護予防ケアマネジメントによるケアプラン料や、要支援1及び2の認定を受けている人の介護予防支援計画作成料をもって運営しているものでございます。委託料のほとんどが、経験年数に応じた給与体系を実施していると聞いており、経験豊富な職員を配置していただいている地域包括支援センターでは、人件費によって、運営経費の余裕はあまりないものと認識してございます。

次に、業務面での運営状況でございます。

地域包括支援センターの業務は、地域住民を包括的に支援する包括的支援事業の実施が義務づけられておりまして、大きく分けて四つの業務がございます。

一つ目が、介護予防のケアプラン作成。二つ目が、総合相談業務。三つ目が、成年後見制度の活用や高齢者虐待への対応、こういったことの権利を擁護業務。四つ目が、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務として、介護支援専門員とのネットワークづくりを行って、支援困難事例等へ

指導や助言をするといった業務になります。

さらに、国が平成29年度から、その業務について追加を行っておりまして、認知症総合支援に関する業務と、地域ケア会議推進に関する業務が増えております。この包括的支援業務が増えたことなどを考慮して、平成30年度からは7か所全ての地域包括支援センターの3職種の人員を増やして体制の強化を図ってございます。

しかしながら、8050問題のように、複数の問題を抱えた案件や高齢者虐待などの権利擁護に関する案件の相談が徐々に増加傾向にございます。そういった相談対応には、関係機関との連携、複数回訪問など、非常に時間を要することがございます。また、令和元年度から総合事業のメニューも増やしたことに伴って、業務量が増加してございます。そういったことで、業務の煩雑化と業務量自体の増加から、事業の運営は大変な状況であるとは認識してございます。

次に、課題とそれに対する対策ということでございます。

課題の一つ目としては、やはり、業務量の増加に対応するために、体制の強化が必要ということがございます。平成30年度から人員増を行って、体制の強化を図っておりますが、今後は、高齢者の中でも後期高齢者の割合が増加していくことに伴って、介護や支援が必要となる方も増えていくものと推測してございます。

また、認知症高齢者への対応や高齢者虐待が増えることによって、業務量も増加してまいります。その対応として、来年度から地域包括支援センターへの委託料や人員の増加による体制強化を検討してまいります。

二つ目の課題としては、それぞれの日常生活圏域における高齢者人口の違いが大きくなってきていることと考えてございます。国では、地域包括支援センター設置の目安として、日常生活圏域の

高齢者人口が3,000人から6,000人をめどに、3職種職員を1名ずつ配置することを示した上で、各市町村の実情に応じた配置をすることとされております。

現在、市の高齢者人口が5万4000人を超えている状況となっておりまして、一つの圏域では、高齢者人口が1万3000人を超えて、全体の約24%を占めてございます。そのことへの対応として、令和3年度からの第8期の介護保険事業計画の策定過程において、圏域の見直しを進めているところでございます。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担い、機能していくために、今後も体制の強化等については検討の上、実施してまいります。

次に、委託料の内訳ということでございます。

まず、私のほうから、大まかなところで説明いたします。

地域包括支援センターの委託料の内訳といたしましては、配置が必須となっております三つの職種——保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の人件費で、人件費と事務費及び在宅介護支援センターへの協力費となっております。

人件費の算定は、厚生労働省の毎月勤労統計調査の医療・福祉に関する給与額を基準として、それぞれの日常生活圏域の高齢者人口数の違いを考慮し、平成30年度以降、圏域7か所のうち、人員を4人としているセンターが5か所、6人が1か所、7人が1か所として算定してございます。事務費については、七つの地域包括支援センター全てを同額としております。

そのほか、ランチとして、高齢者からの相談等に対応している在宅介護支援センターの協力に係る費用を加算しているものでございます。詳しい金額は、課長補佐のほうから回答いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 答弁中でありませ

が、答弁は簡潔にしてください。

◎介護福祉課長補佐（相馬 延承） 私から、数字を補足させていただきます。

7か所全部の合計になりますけれども、人件費に当たる分は1億5292万5832円。事務費に当たる分は、7か所合計で288万4168円。在宅介護支援センターに関するブランチの加算額は2274万円という形になっております。

◎11番（外崎 勝康委員） 私のほうから、今、お話のあった、体制強化という話があったと思うのです。特に、今、認知症コーディネーターとか、様々な問題があると思います。そういう意味で、体制強化の考え方。例えば、社会福祉士を2名から3名にしていくとか、その基本的な考え方と、先ほど、包括に関していろいろ、もう少し体制を変えていくというお話がありましたけれども、要は、今、包括に関して、様々な問題があります。今日は言いませんけれども、様々な問題があります。そういう様々な問題に対して、そのセンターとして、随時、きちんとそれを見守って、体制をその都度、その都度、人を入れ替えたりとか、包括の体制を変えるとか、そういうことをきちんとやれる組織があるのか・ないのか。その2点だけ、お聞きします。

◎委員長（工藤 光志委員） 委員長から、理事者の方に申し上げます。

これで3回目の注意をいたしました。ですから、簡潔に、的確に答弁をしていただきたいと思います。

◎介護福祉課長補佐（相馬 延承） 地域包括支援センターの3職種は、バランスよく配置していただくという形を取っておりますので、6名とかの配置になれば、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員2人ずつという形で、3人一つのチームという形で、高齢者に対応していただくという形をお願いしております。

あと、職員体制に関しましては、その委託法人の中で、やはり、経験年数がある人ばかりを配置するわけにいかないで、新しい方、新陳代謝で入れ替える部分はございますけれども、あと、また中の職員であっても、地区の同じところを継続してやらず、入れ替わったときのために、分からないことがないようにするために、どうしても新陳代謝、人事異動的なものがございますので、そこに関しては、問題があるケースの場合は複数で訪問するとか、そういう対応をしていただくような形で、市のほうに苦情があった場合には、センターのほうにそういうようなお願いをしたり、場合によっては、市の職員も一緒に行くような形でサポートするようにしてございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。なお、日本共産党の時間は満了しております。

まず、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、滄洸会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第73号令和元年度弘前市病院事業会計決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎市立病院事務局長（澤田 哲也） 議案第73号令和元年度弘前市病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、令和元年度の業務料について御説明します。18ページをお開き願います。

令和元年度の業務料の主なものとして、入院延べ患者数は2万9070人、一日平均患者数は79.4人となっております。

19ページをお開き願います。

外来延べ患者数は5万9287人、一日平均患者数は247人となっております。

次に、決算報告書について御説明いたしますので、1ページ、2ページにお戻り願います。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は31億1204万9402円、支出決算額は32億3239万4655円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の決算額は、ともに2億1102万9856円となっております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書をお開き願います。

令和元年度では、6ページに記載のとおり、純損失を1億2144万4553円計上し、この結果、令和元年度末の未処理欠損金は36億1351万4492円となっております。

次に、9ページからの貸借対照表をお開き願います。

10ページ、4の流動負債の合計6億6612万3465円のうち、企業債8456万6177円を除いた額5億8155万7288円から、9ページの2の流動資産の合計3億6806万7062円を差引きした不良債務の額は2億1349万226円で、平成30年度末に比べて5014万1270円の減となっております。

以上が、令和元年度の病院事業会計決算の概要であります。詳細につきましては、12ページ以降の決算附属書類を御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第71号令和元年度弘前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第71号令和元年度弘前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、利益の処分案について御説明申し上げますので、令和元年度弘前市水道事業会計決算書の9ページをお開き願います。

令和元年度の未処分利益剰余金8億139万4059円は、起債の償還に充てるため、5億106万6826円を減債積立金に積立てするものであり、3億32万7233円は自己資本造成のため、資本金へ組入れしようとするものであります。

次に、令和元年度の業務料について御説明いたしますので、20ページをお開き願います。

水道事業の業務料の主なものとして、年間排水量は1877万6183立方メートル、有収率は89.60%、給水人口は16万5092人、普及率は97.87%、給水戸数は7万5385戸となっております。

続きまして、決算報告書について御説明いたしますので、1ページ、2ページにお戻り願います。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は42億5422万248円、支出決算額は36億4334万5295円と

なっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は14億1303万5156円、支出決算額は26億4495万4729円で、収支差引不足額は表の下の欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金などで補填しております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書をお開き願います。

令和元年度は、6ページの当年度純利益に記載の5億106万6826円の純利益が生じております。

なお、10ページから12ページは貸借対照表であります。

以上が、令和元年度の水道事業会計決算の概要であります。詳細につきましては14ページ以降の決算附属書類を御参照くださるようお願いいたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決及び認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 最後に、議案第72号令和元年度弘前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第72号令和元年度弘前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、利益の処分案について御説明いたしますので、令和元年度弘前市下水道事業会計決算書の9ページをお開き願います。

令和元年度の未処分利益剰余金10億1633万3623円は、起債の償還に充てるため、4億6827万9895円を減債積立金に積立てするものであり、5億4805万3728円は自己資本造成のため、資本金へ組入れしようとするものであります。

次に、令和元年度の業務量について御説明いたしますので、22ページをお開き願います。

下水道事業の業務量の主なものとして、年間処理水量は2189万2796立方メートル、有収率は80.20%、処理区域内人口は16万4127人、普及率は97.30%、水洗化人口は14万9464人、水洗化率は91.07%となっております。

続きまして、決算報告書について御説明いたしますので、1ページ、2ページにお戻り願います。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は57億8006万4376円、支出決算額は52億1938万6485円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は30億796万6565円、支出決算額は52億5948万6032円で、収支差引不足額は表の右の欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金などで補填しております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書

をお開き願います。

令和元年度は、6ページの当年度純利益に記載の4億6827万9895円の純利益が生じております。

なお、10ページから12ページは貸借対照表であります。

以上が、令和元年度の下水道事業会計決算の概要であります。詳細につきましては14ページ以降の決算附属書類を御参照くださるようお願いいたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決及び認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本員会に付託されました議案の審査は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午後 0時03分 散会〕